

令和4年度 第2回摂津市人間尊重のまちづくり審議会 要点録

日 時：令和4年9月26日(月)午前10時～12時

場 所：摂津市立コミュニティプラザ会議室1・2

出席者：委員13人（1人欠席）

事務局：三船課長代理兼男女共同参画センター長、瓜田係員

次第

1. 開会

2. 議題

(1) 第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案）

①人権教育・啓発の推進

②人権擁護・相談体制の充実

③市民等との協働

資料 第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案）

3. その他

4. 閉会

議事録（要約）

【開 会】

事務局：（あいさつ）

前回の審議会で委員の皆様から意見をいただき、それらを踏まえて「第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案）」を示している。前回の審議会に引き続き、委員の皆様から様々な意見を伺いながら議論を進めていきたい。よろしくお願ひ申し上げる。

事務局：（資料の確認）（委員の出席状況報告）（摂津市人権行政推進計画の位置づけについての説明）

これより議事の進行を委員長にお願ひする。

委員長：議題(1)の「第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案） ①人権教育・啓発の推進」について、事務局より説明をお願ひする。

事務局：（「第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案） ①人権教育・啓発の推進」に基づき説明）

委員長：今の説明について、意見をお願ひする。

委 員：ジェンダーのところで、性別役割分担についてはよくわかるが、性的指向等については学校教育には早いと考えてここに入っていないのか。

事務局：教育の方向性を示す計画があるが、そのなかでジェンダー平等の推進と性的マイノリティの子どもへの対応を重点課題に挙げている。性自認等についても含まれている。

委員長：学校現場ではどうなのか。

委 員：性別役割分担意識は保健の授業で取り扱っており、性的マイノリティについては講師を呼び当事者の話を聞く機会を設けている。全ての学校が同じような取り組みをしているかわからないが、どの学校も意識をもって取り組んでいると思う。

委員：性的マイノリティという言葉は好きではないが、だいたい9、10歳くらいの早い段階から悩む子どもも多いと聞くので、その知識がないことで自分にOKを出せないことは良くない。OKということをみんなが知っていると、「あの子変だね」ということはなくなってくる。言葉の意味を教えるだけでなく、子ども一人ひとりが悩んだときに相談できる体制が必要。それから、性別役割分担については共働きが増えている。役割はできる人がする、というようになっている。ここに書かれている観念は古いと思う。今の時代でどうやったら家庭がまわるのかは、性別に関わりなく協力しないといけないという視点を盛り込んでいかなければいけない。子どもたちにとってはピンとこないと感じる。これでは自分を守ってもらえない。

委員長：今の子どもの現状に合った内容にしてもらいたい。次の第3回までには各課に内容を照会し、修正を加え変更される。このようなこともできるのではという部分も含めて、意見を出してほしい。

委員：教育コミュニティの構築という部分の地域教育協議会について、どのような組織かを説明する注釈があったほうが良い。

事務局：注釈を追加する。

委員長：誰もが知っていると思いがちな言葉でも、わかりにくい部分もあるため注釈があると良い。次のページに移る。具体的施策②についての意見を出してほしい。

委員：子育てにかかる家庭・地域学習支援の実施で、保護者に関わる部分では充実していると思うが、ジェンダー平等教育の担当者が学校教育課だけ。親が認めたくないということもあるので、保護者に対する教育も必要だと思う。子どもは10歳くらいから体のことなど気になることが出てきて、年齢が年々早くなっている。保護者はまだ早いと思うが、低学年でも関心を持つことがある。保護者が育った時代と今は違うので、そういう際の対応などを追加してお話すると、親が対応しやすくなる。そのような部分も含めて検討してほしい。

事務局：ジェンダーの視点の教育は学校教育では対応していたが、地域での保護者に対することも検討する。

委員長：地域としてはどうか。

委員：地域として、特に追加することはない。個々の地域ではなく市全体として考えているので、個々の地域が把握しているということではなく、特に人権の問題に関しては議題にあがることもない。そのような教育を自治会でする機会もない。

委員：障がい者の立場で話すと、学校関係では人権教育・啓発はかなりされているが、福祉事業所で働いている職員・事業者に対する人権教育がされていないように思う。援助と人権は強く結びついている。差別や虐待につながるようなことが無意識で起こることがある。事業者に対する人権教育に力を入れてもらいたい。

事務局：高齢介護課では介護施設の職員に対する人権研修を行っているが、障害福祉課では確認がとれていない。今後対応を共有する。

委員：障害福祉課との関係で思うのは、人権週間と障害者週間がほぼ同時期にあるが、そこで障害福祉課と話し合っただけの取組がほとんどない。障害福祉課との関係はどうか。

事務局：障害福祉課との連携は、合同で啓発パネル展を行っている。また人権週間と障害者週間に合同で街頭啓発を実施している。人権を考える市民のつどいの会場内で、ボッチャ体験や手話体験を実

施している。いただいたご意見について、どのような連携ができるか今後も検討する。

委員：障害者週間にボッチャの体験ができるが、もっと情報宣伝を行ってボッチャの競技を知ってもらうことに力を入れてほしい。

委員長：市の行政内部でもっと連携する余地がある。障がいの有無でなく人権の視点の取組を人権女性政策課が中心になって進めてほしいという意見である。

事務局：担当に持ち帰り検討する。

委員長：次に移る。具体的施策④平和意識の高揚・⑤人権啓発の推進について意見があればお願いします。

委員：私は人権擁護委員で、小学校で人権学習の講座を実施している。それを校長会でアピールしているが年に1、2校である。各市によってかなりの差があり、多数実施しているところでは幼稚園から企業まで幅広く、年齢に合わせた動画を用意している。少ないスタッフでそうした活動をするのは大変になるが、人権週間の活動などつながりをもって協力していかないと1団体だけでは難しい。人権擁護委員の活動を、介護施設を含めてもっと様々なところを知ってもらわないといけない。コロナ禍で行きにくいこともあり停滞しているが、各課と連携して少しずつ取り組んでいかないといけない。

委員長：他市の良い部分は取り入れていけば良い。

委員：人権啓発行事の実施と情報発信の3つ目、この段落には部落差別解消推進法が載っているが、差別の解消ということでいうと、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法とが3つの法律で規定されているので、啓発という意味では障害者差別もヘイトスピーチもなくしていく活動が大事なので、3つとも入れてほしい。新たにアイヌ新法についても差別解消について記載されているので追記を検討してほしい。少なくとも差別3法は加えていただきたい。

事務局：差別3法については人権女性政策課では冊子を作成しており、非常に重要な問題だと思っている。アイヌ新法に関しても検討する。取組内容で、同和問題だけ具体の人権課題が出ていることについての意見をいただきたい。

委員長：差別解消3法はまだ認知が不十分なので周知が必要。意識しないと知らないで終わってしまう。アイヌ新法についてきちんとわかっていない部分もあるので、摂津市として、人権についての啓発に合わせて、我々も知識理解を深めていかなければいけない。

委員：同和問題を入れることについては違和感がない。

委員：人権課題というとたくさんあり、どうしても同和問題が焦点化されないと最近思う。多くの人権課題を取り扱っているが、同和問題の知識を知らない教員も増えているので、人権課題のなかの同和問題に焦点化して記載するのも大事。意図があって書かれていることが伝われば良い。

委員長：他に意見がなければ、次の議題に移る。「第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案） ②人権擁護・相談体制の充実」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（「第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案） ②人権擁護・相談体制の充実」に基づき説明）

委員長：こちらページ毎に意見を伺っていく。

委員：相談事業が一番大事な事業だと思っている。誰もが気軽に相談できることが大事で、相談機関・事業所ごとの横の連携と、どこに行けば相談できるかという相談窓口の情報宣伝を進めてほしい。

事務局：相談窓口の一覧を窓口等で配布しているが、さらに広く公共施設で配架されていることの周知に

についても検討する。

委員：相談事業が重要だというのは分かる。「一人ひとりに寄り添った支援」ということで、今の体制でいくのか、より強化するのか、関連する方向性はあるのか。

事務局：縦割りだったところを一人ひとりの複雑な状況を踏まえた支援を横断的に行うことについて市で協議中である。

委員：誰でも気楽に相談できることが一番大事なので、PRをもっとしないといけない。複合的な困難を抱えていて、相談に行くことすらできない人がある。そのような人が電話で相談したら方向を示してもらえよう、一緒になって本人の問題を整理してもらえよう必要がある。普通の言葉で言えるような相談窓口があるとPRできれば良い。

委員：周知されているかどうかは、もっと必要だと思う、ホームページや広報紙を見て電話したという声も多いが、様々な情報を提供させていただく場にLINEなどもあるので、少しでも多くの人に知ってもらえることが大事である。

委員長：相談できる場所がどこかわかって、そこにかければつながるといえるのであれば。解決の兆しが見えてホッとできたら、またかけてみようと思う。それができる相談員側の力量、連携がすごく大事。

委員：一人ひとりの相談が複合化していると言われたが、相談で気持ちを落ち着けること、何が問題なのかということ、どこに相談すると解決するかなど何段階もある。横断的つながりは大事になってきており、一人ひとり困りごととは違う。一人ひとりにオーダーメイドでどうやって連携して、どこにつなげると解決につながるかは行政のなかで進めるべきだと思うし、相談については様々な課が有機的につながっていかないと解決しないことが多く起きうる。ただつながれば良いということではない。

委員：教育現場では、学校には言いにくいことや学校に相談して解決しないことについて、周知しなくても保護者から教育委員会に相談がある。現場経験者が多いので、誰が対応してもそれなりの対応はできるが、学校と連携して対応している。学校とは分野の違う電話もあるが、それは連携のなかで他分野につなぐ。

委員：人権擁護委員としては、月に1度自治振興課で相談を受けている。それ以外に法務局の北大阪支局で週2回電話相談を受ける。もう一つ、大阪法務局で子ども、女性、他の人権の分野で電話相談を受ける。そのなかで顕著なのが、市の相談はほぼゼロに近い。周知不足もあるが、そこ一つだけでは解決ができない。警察の対応に関する相談であれば、それを専門に受ける相談窓口を教えるだけしかできない。本人が引きこもり状態で保護者が困っているという側面については、地域の民生委員がその状況を把握しているのかと思うが、そのことについては言うことができない。法務局には毎日多様な問題の相談があるが、市に関しては相談がほとんどないのが現状。

委員長：行政が宣伝しているが、なかなか市民に伝わっていない部分もある。より工夫した周知が必要。

事務局：市民意識調査でも相談窓口の認知度が4割程度となっていて、周知が行き届いていない。年代によって情報を得る手段も異なるので、周知の方法も検討する必要がある。

委員長：具体的施策③プライバシーの保護と④すべての人が安心して暮らせる環境の整備について意見を願います。市民は様々な市の施策を具体的に知る方法がわからない。

事務局：計画については、公共施設で配架するとともにホームページにすべて掲載している。行政経営戦

略のなかに個別計画についても触れているので、そこからたどっていくことができる。まだ周知しきれていない部分もある。

委員長：摂津市が取り組んでいることを知るための市民感覚的な周知の方法も必要だと感じた。

委員：他市では高齢者に対して町医者にも相談先の情報資料を置いている。地域の小さな医院とも連携して周知する方法もある。学校の連絡もペーパーレスになっているが、後で見ようとしてなかなか見ないこともあるので、直接知る広報も重要。市に電話するのは難しい。知るきっかけになることを工夫する余地がある。

事務局：配架だと公共施設に行かない人もいるので、行政機関だけでなく生活のなかで利用する施設で周知する方法を検討していきたい。

委員長：次の議題に移る。「第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案） ③市民等との協働」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（「第2期摂津市人権行政推進計画 骨子（案） ③市民等との協働」に基づき説明）

委員長：今の説明について、意見ををお願いします。

委員：人権協会の会員とは市民全体が会員なのか。それとも会員制なのか。

委員：会員は市民全体ではない。各校区で啓発事業を行っている。隣の人を大事にする、隣の人に相談できるようになることが大事だと思っている。一番困っている人が声をあげられないことが多いと思うので、周りが気づいて相談を促すようなまちになれば良い。

委員：我々は計画づくりに関わっているが、11 ページの「施策の立案や策定過程など・・・」はどうかたちで進めるのか。当事者の話を聞いて立案されたようにはみえない。

事務局：10月に外国人や学習支援者にヒアリングを実施する。前回計画ではヒアリングはできていなかったが、当事者の声をすくい上げて計画を策定していくこととして記載した。

委員：夏は平和のつどいで広島の人に講話をお願いした。12月は人権のつどいの企画を行っている最中である。各種団体との協働という提案だが、人権行政は、まちづくりをするうえで当事者から話を聞くことはとても大事。障害者差別解消法がお手本となって、人権の取組の進め方が変わってきている。

委員長：企業の視点で、人権推進企業連絡会として意見をいただきたい。

委員：人権推進企業連絡会では職場内人権研修とかたちで講師派遣や啓発DVD等の貸し出し、フィールドワークや学習会を行っている。問題となっているのは、会員企業が徐々に減っている。年間会費を2万円いただいております、それが厳しい企業もあるかもしれない。継続していただくための取組も検討している。

委員長：市民等との協働について意見があれば出してほしい。なければ、全体を通して言い忘れたことはないか。事務局には本日の意見を踏まえて計画素案を策定いただくようお願いする。以上で本日の審議会を終了する。

【閉 会】